

島牧村 促進区域選定の経緯

1. 事業の目的

本事業は良好な風資源を得られる島牧村、寿都町及び黒松内町において最大 11 基の風力発電機の設置を行い、純国産の再生可能エネルギーである風力により発電した電気を供給し、わが国のエネルギー自給率の向上と地球温暖化防止への寄与、風力発電事業を通じて地域の活性化への貢献及び地域との共生を目指して取り組むものです。島牧村内においては、3 基の風力発電機の設置を予定しております。

2. 土地利用計画等との整合

北海道では、「北海道省エネルギー・自然エネルギー促進条例（2001 年 1 月施行）」第 7 条に規定する省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進に関する基本的な計画として、2021 年度から 2030 年度を目標年度とする新たな「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第Ⅲ期】」を 2021 年 3 月（2022 年 3 月改定）に策定し、更なる導入促進に取り組んでいます。

島牧村では、第 5 次島牧村総合計画【2019 年度～2028 年度】（2019 年 3 月）の基本構想「第 3 章 時代の潮流と村づくりの課題 第 1 節 時代の潮流 5. 地球規模での環境問題への対応」において、省エネルギー化と自然エネルギーの推進等の循環型社会の形成が重要と位置付けております。

また期間外ではありますが、前期推進計画（2019 年度～2023 年度）の第 2 章美しい自然を継ぐむら 主要施策（3）再生可能エネルギー施策の推進」において、「主に風力発電を対象とした再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組を進めます。」としており、以前から村として、再生可能エネルギーに推進的な姿勢を示しております。

3. 候補地の選定

島牧村全域を対象に、（1）及び（2）の検証を行い、候補地の選定をしました。

（1）風況条件等による抽出

以下の条件により、島牧村全域を対象に検討エリアを抽出しました。

図1に抽出された 3 エリアを示します。

- 「局所風況マップ」（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。））により、好風況が期待できること。
- 「風力発電導入ガイドブック第 9 版」（2008年2月改定NEDO）に記載される風力発電導入時に考慮すべき設定環境の検討項目を参考に、年平均風速が 5～6m/s（地上高 30m）以上であること。

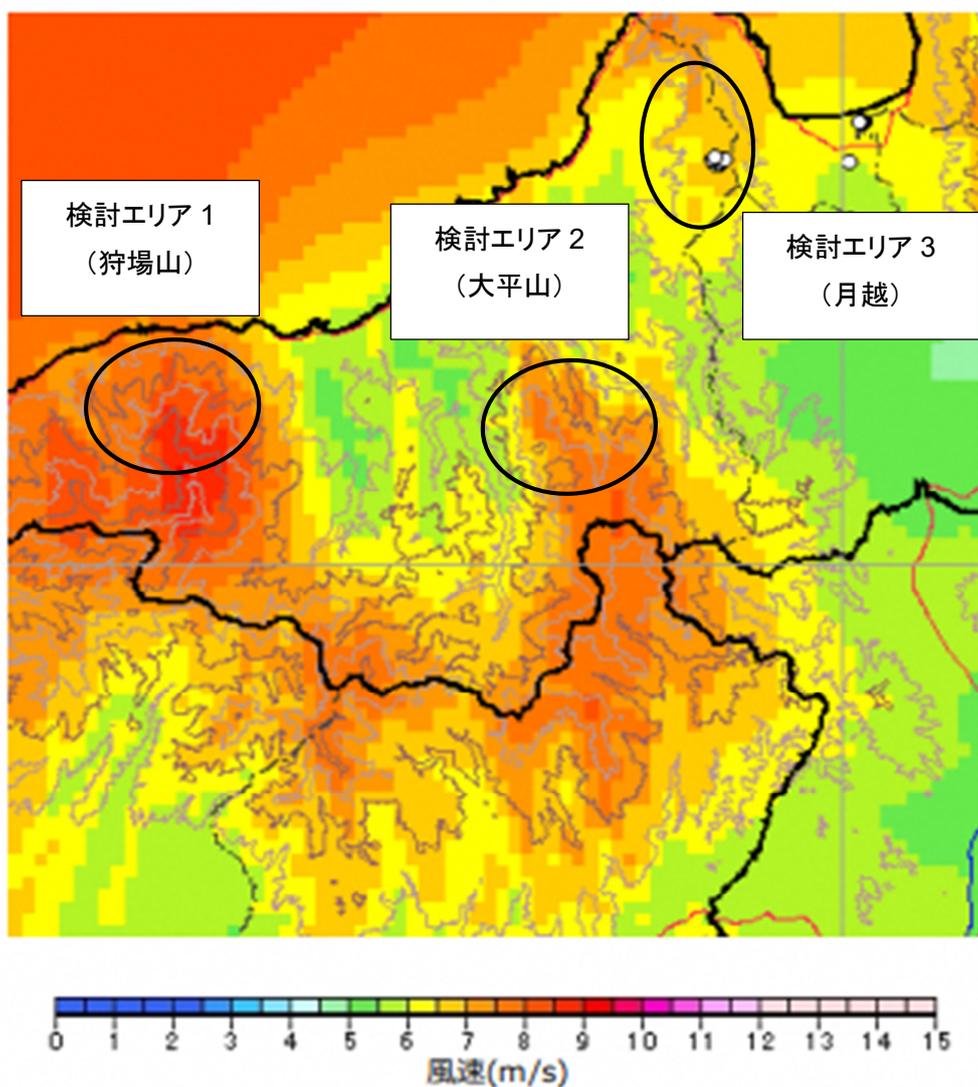


図1 地上高30mの風況マップ
(NEDO 局所風況マップより)

(2) 社会インフラ整備状況等による絞り込み

風況条件等から抽出された 3つの検討エリアのうち、「検討エリア 3 (月越)」の周辺は一般道道523号等が整備されており、また、基幹送電線へのアクセス条件の良いエリアとなっています。

施工時、岩内港からの建設用資機材等の搬入路として適した環境である一般道道 523号沿いにおいて事業を計画することとし、一般道道 523号周辺の地形を考慮して「検討エリア 3 (月越)」が候補地として有望と考えられます。

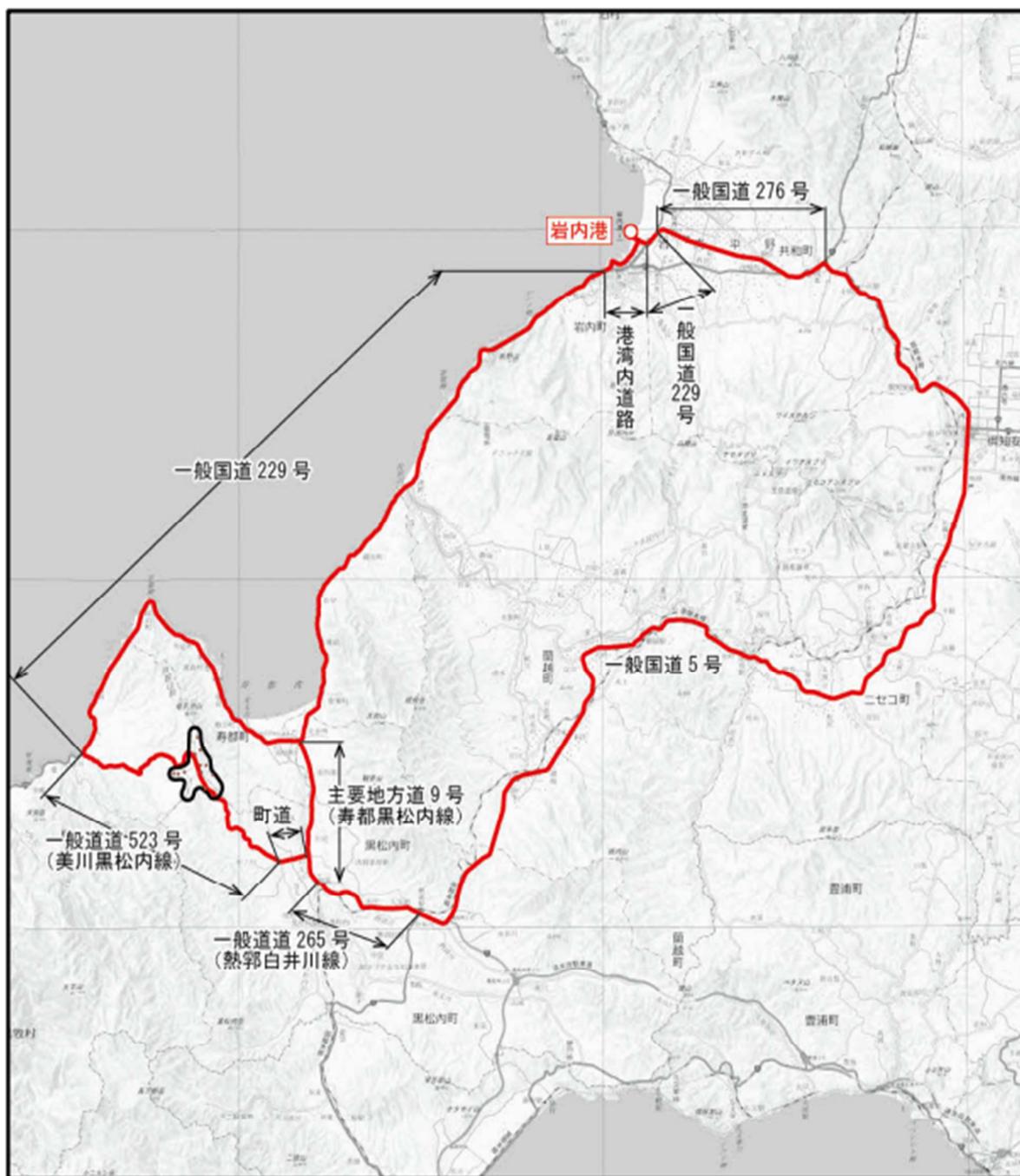


図2 資材等の想定搬入ルート及び道路整備状況
(月越原野風力開発株式会社より)

以上、(1)及び(2)のとおり、風力発電導入に適した風況条件や資材の搬入ルート、そして建設工事の施工可能性を鑑み、高山地域及び検討エリアまでのアクセス道が確保されていないエリアを除外すると、検討エリア3(月越)が促進区域の有望地点となります。

4. 風力発電機設置場所の選定

月越原野風力開発株式会社によると、各種条件により、以降の(1)～(4)の検討を行ったうえで風力発電設置場所が選定されており、その妥当性の確認を行いました。

(1) 風況条件等による抽出

図1により本事業地における風力発電機設置に適した風況であることが確認されています。

図3は、本事業で計画されている風力発電機を予定箇所に配置した図です。前述のとおり、風力発電導入時に考慮すべき設定環境の検討項目として「年平均風速が5～6 m/s (地上高 30m) 以上であること」とされており、本事業の設置場所は、年平均風速が、6～7 m/sとなっていることから、風力発電機の設置に適した区域となります。

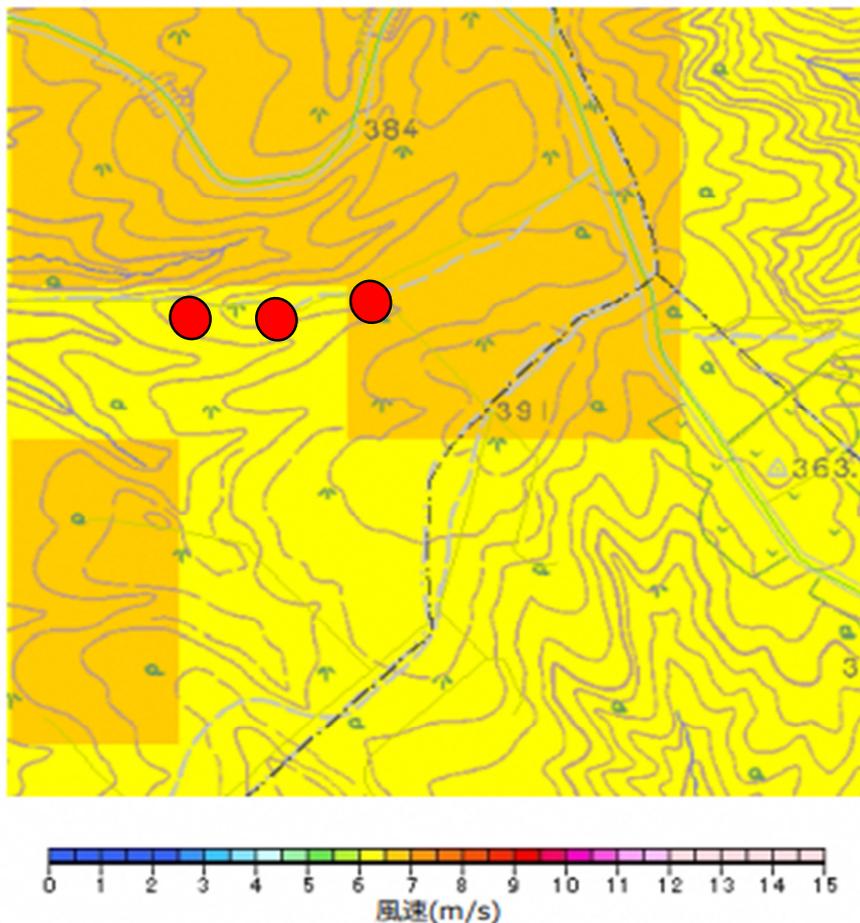


図3 事業予定地における地上高30mの風況マップ

(NEDO 局所風況マップより)

● = 風力発電機設置予定場所

(2) 風力発電機の建設工事が困難な地形条件の確認

本事業地における風力発電機の建設工事が困難な地形条件の確認が行われています。斜面に設置する場合、土砂の流出や崩壊等の発生頻度が増加する可能性が懸念されるため、風力発電機の設置は急斜面には行わず、尾根部及び平坦地への設置を行います。傾斜 25 度以上は保安林解除不可である保安林 1 級地要件にも該当し、施工はもとより原則解除不可となるため、風車配置から除外されています。

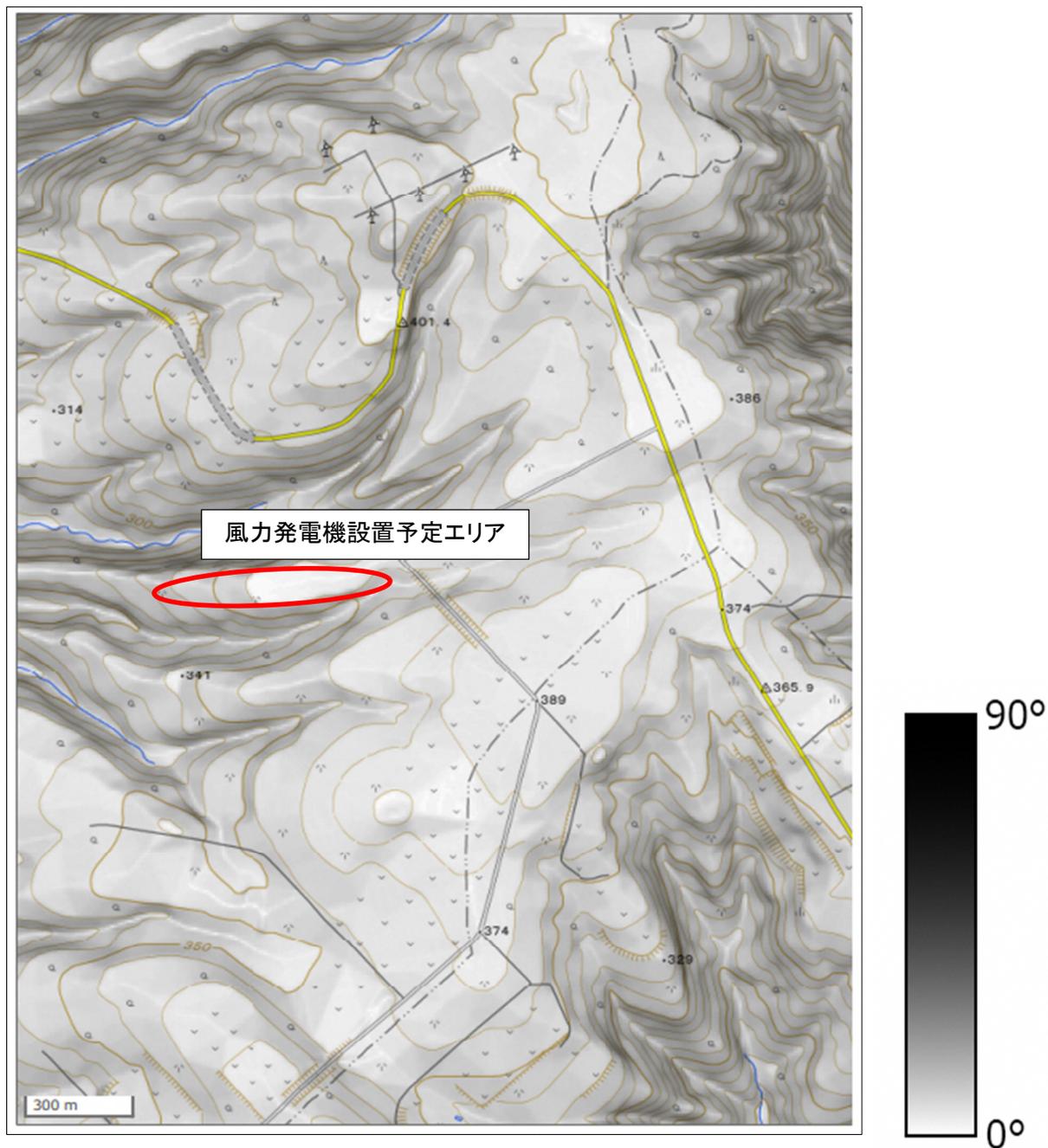


図 4 傾斜図

(国土地理院「傾斜量図」 <https://.gsi.go.jp/bousaichiri/slopemap.html> を事務局にて一部加工)

(3) 既存道路の整備条件

木の伐採量、造成量を最小限とするため、既存の林道および農道（島牧村道、黒松内町道）の整備状況が確認されています。

既存の林道および農道付近での風車設置を行うことで、木の伐採量、造成量を減らすことができ、環境への影響配慮がなされています。

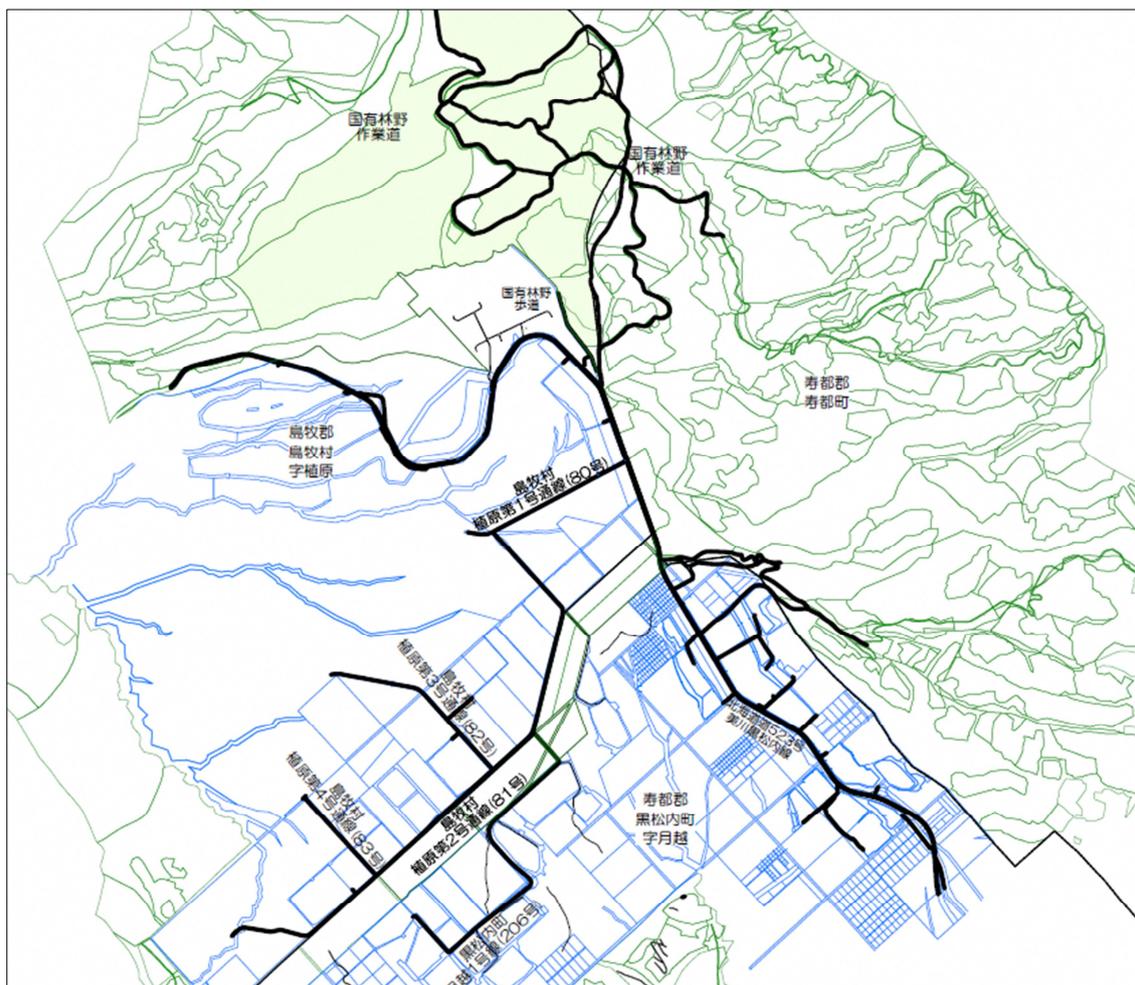


図5 既存道路図

(4) 各法令等に係る指定地域の確認について

①農地法に基づく農地転用許可

本事業において、島牧村内の風力発電機設置予定エリアは農地ではないため、手続きが必要ないことを確認しました。

②森林法に基づく林地開発許可等手続

事業予定地に地域森林対象民有林があるため、今後、森林法に基づく開発行為の許可手続きを行います。

③森林法に基づく保安林指定解除、伐採及び伐採後の造林の届出手続

本事業において、島牧村内の風力発電機設置予定エリアは保安林ではないため、手続きが必要ないことを確認しました。